

長崎平和マラソン 協賛企業募集要項

1 趣旨

長崎平和マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、被爆75年を迎える令和2年に平和のメッセージの発信と本市スポーツ振興、交流人口の拡大による地域経済の活性化を目指して、長崎市で初となるフルマラソン大会「長崎平和マラソン」（以下「マラソン大会」という。）を開催します。

そこで、このマラソン大会の趣旨を御理解いただき、協賛していただける企業・団体を広く募集します。

2 協賛企業とは

協賛企業とは、協賛の申込みを行い、マラソン大会の実施のために使用することを目的として、金銭又は物品の提供、団体ボランティアの人的支援を行う企業・団体とします。

3 協賛企業が得られる特典

協賛企業が得られる特典については、「長崎平和マラソン協賛メニュー」を御参照ください。また、物品協賛の場合は、原則、希望小売価格の概ね80%での金額換算をし、物品協賛金額とします。

(注意事項)

社名・商標又は広告の掲載につき、同額の協賛企業が複数の場合は、実行委員会の判断により表示の位置、順序及び大きさを調整させていただきます。

4 協賛申込方法

「長崎平和マラソン協賛メニュー」を確認のうえ、「長崎平和マラソン協賛申込書」を実行委員会に提出してください。

5 協賛金のお支払い方法

協賛金のお支払いについては、令和2年4月以降となります。別途、振込先通知書をお送り致しますので、指定の実行委員会口座に振り込んでください。

6 協賛申込受付期間

原則として、令和元年8月1日から令和2年6月末までとします。ただし、協賛メニューによっては、露出展開の開始時期を過ぎると、制作時期の関係により協賛メニューを提供できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

協賛企業が得られる特典の効力は、申し込みが受理された日から発生し、大会終了をもって消滅するものとします。

7 その他

(1) マラソン大会にふさわしくない企業協賛は受理いたしません。なお、その可否決定は実行委員会が行います。

【協賛を受理しない場合の事例】

- ①大会の趣旨に反するもの。
- ②公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- ③政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの。
- ④その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

(2) 大会がやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできません。

(3) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ誠意をもって解決にあたります。

8 お問い合わせ先

〒850-0874

長崎市魚の町5番1号（市民会館7階）

長崎平和マラソン実行委員会事務局

（長崎市市民生活部平和マラソン推進室内）

TEL：095-829-2104

FAX：095-829-2105

E-mail：h-marathon@city.nagasaki.lg.jp